

令和2年(ワ)第10851号 損害賠償請求事件

原告 今井光郎 外2名

被告 国

原告準備書面(1)

令和3年5月31日

大阪地方裁判所第9民事部合議1C係 御中

原告代理人

弁護士 高 池 勝 彦

弁護士 荒 木 田 修

弁護士 尾 崎 幸 廣

弁護士 稲 田 龍 示

弁護士 岡 島 実

第1 被告第1準備書面の概要と原告らの反論

1 請求原因に対する認否について

(1) 被告第1準備書面(以下「被告書面」という)を要約すると

①平成30年5月17日及び同年8月2日の口頭弁論期日に、裁判所敷地内でブルーリボンバッジ着用をしないことを要請(以下「本件要請」という)したがそれは序管権に基づく、

②平成30年11月1日の口頭弁論期日以降、ブルーリボンバッジを取り外さなければ傍聴を認めず入廷も許さないとの措置(以下「本件措置」という)を執ったがそれは

法廷警察権に基づく、

- ③本件要請は中垣内裁判官が大阪地裁堺支部長として行い、本件措置は同裁判官及び森木田裁判官が別件事件の裁判長として行った、
- ④本件要請は、裁判所敷地内においてメッセージ性のあるバッジ等を取り外すことの要請である、
- ⑤ブルーリボンバッジ着用について中垣内裁判長は平成30年5月17日より前の口頭弁論期日においてはとがめていなかったが、同年3月8日の口頭弁論期日から、同支部敷地内ではメッセージ性のあるバッジを取り外すよう要請した(ただし3月8日時点ではブルーリボンバッジはこれに含まない扱いだった。)、
- ⑥令和元年10月31日の口頭弁論期日において、原告今井は別件事件の被告本人尋問のためブルーリボンバッジを着用したまま出頭したが、中垣内裁判長はバッジを外さないと開廷できないと伝えた、
- ⑦本人尋問中原告今井からのどうしてブルーリボンバッジを外さなければならぬのかという質問に対し中垣内裁判長は説明を一切しなかった、
- ⑧中垣内裁判長や後任の森木田裁判長がブルーリボンバッジを取り外さなければ入廷を認めないとする本件措置を執った理由の一つは、別件事件の争点との関係でブルーリボンバッジにメッセージ性が認められると考えた点にある、
- ⑨(ブルーリボンバッジをメッセージ性があるバッジに含め)メッセージ性のあるバッジの装着を許さない理由の一つは、相手方との関係で不公平にあたり、そのためいさかいが生じるおそれがあるからである、
- ⑩平成30年5月17日より前の口頭弁論期日において別件原告とその支援者が缶バッジを着用していたことを認める(被告書面10頁)、
- ⑪「裁判官も拉致対処法を守らなければならない」との原告ら主張についての認否は必要と認める範囲外である、
- ⑫平成30年5月17日の口頭弁論期日開廷前に、別件事件の傍聴券抽選の場で、別件事件原告支援者と思われる者から、不公平であるとの指摘がなされ、別件被

原告の支援者に対し、ブルーリボンバッジを取り外すよう求めるなどする「いさかい」が生じた、

- ⑬ブルーリボンバッジが国会や宮中において着用をとがめられないことは不知である、
  - ⑭メッセージ性のあるバッジ等については、大阪地裁堺支部の警備担当者において、同支部敷地内で着用していた者を発見したときは、その都度取り外しを求めており、着用者は要請に応じて取り外していた(被告書面10頁)、
- 以上の14点が被告の主な認否又は主張である。

## (2)原告らの反論

- ①そのような要請は受けていないし、敷地内でブルーリボンバッジを着用することには終始何の支障もなかった。傍聴券の抽選に並んだ者だけが着用しないように命じられただけで、そうでない者は裁判所敷地内でブルーリボンバッジを着用していても特に何の要請も受けなかった。
- ②本件措置はあったが、その措置は法廷警察権の範囲外であり違法である。
- ③本件要請は存在しない、仮に存在するとすれば支部長の意思によるものであることは認める。本件措置を裁判長として行ったことは認める。
- ④本件要請は存在しない。仮に存在したならば、明白な違法行為である。
- ⑤別件事件継続期間中終始本件要請はなかった。
- ⑥⑦⑧は認める。
- ⑨は否認する。
- ⑩は認める。中垣内裁判長は別件原告の支援者らの長期間にわたる缶バッジ装着を黙認していた。
- ⑪被告書面は被告である国の主張であるはずなのに、国として裁判官が拉致対処法を守るべきか否かについて、認否する必要の範囲外という見解のようであるが、そのような見解はありえない。被告代理人は国の代理人のはずであるが、そうではなく、中垣内裁判官らの代理人と誤解しているのではないか。

⑫は認める。この別件事件の被告らの支援者が原告黒田である。嫌がらせ（「いさかい」）は一回だけであった。

⑬被告は、国会内や宮中においてのブルーリボンバッジ着用の事実を知らないはずがない。これも中垣内裁判官の代理人としての認否ではないか。

⑭争う。平成30年3月8日の口頭弁論期日までは、別件事件原告の支援者らは、法廷内においてもヘイトハラスマントップ缶バッジを着用していたし、法定外の同支部敷地内でも多数の者が同缶バッジを着用していた。

## 第2 事案の概要について

1 被告書面では、原告らが別件事件の口頭弁論期日に出廷又はこれを傍聴するに際し、中垣内堺支部長が行った同支部敷地内においてブルーリボンバッジを取り外す旨の本件要請並びに中垣内裁判長及び森木田裁判長がそれぞれ行ったバッジの取り外しを求めこれを取り外さなければ入廷を認めないと本件措置により精神的な苦痛を受けたとして国賠法により損害賠償を求めている事案であるとしている。

## 2 原告らの反論

被告が挙げた事案概要は間違っている。中垣内支部長による本件要請の事実はない。同支部長の要請はあくまでも別件事件の傍聴希望者及びその出廷予定者を対象としたものであった。別件事件被告の支援者であっても傍聴を希望しない者（傍聴券の抽選に並ばなかつた者）に対しては全く何の要請もなかつたし、傍聴券抽選の列に並ぶ時以外には、同支部敷地内でブルーリボンバッジを装着して通行することは自由であった。

従つて、敷地内でのバッジ取り外しを施設管理権に基づいて要請されたことによる精神的苦痛はありえず、請求原因でもそのようには主張もしていない（あくまで法廷警察権に基づいて命じられたのである。）。被告が何故このような施設管理権に基づいて「敷地内でブルーリボンバッジを取り外す要請」というような架空の論点を持ち出し

たのか理解に苦しむ。別件事件についての傍聴券抽選の参加者にだけブルーリボンバッジを取り外させたのであるから、これも別件事件の裁判長としての警察権の行使である(法廷内からは拡張されているが)。

なお、法廷の外の支部敷地の内、この傍聴券の抽選の場での抽選参加者に限つてブルーリボンバッジを取り外させたのは、平成30年5月17日および同年8月2日の2回だけであって、その後、同年11月1日の口頭弁論期日以降は、本件措置はとられて法廷入廷の際にブルーリボンバッジの取り外しが命じられたが、傍聴券の抽選の場ではブルーリボンバッジの取り外しを求められることはなかった。

したがって、中垣内裁判長が法廷警察権の行使として、傍聴券の抽選の場で抽選に参加する際にブルーリボンバッジの取り外しを命じ、これにより精神的苦痛を被ったこと(平成30年5月17日と同年8月2日)並びに中垣内裁判長及び森木田裁判長の本件措置により損害を受けたことで、その賠償を求める事案であるというのが正確である。

### 第3 事実経過等について

被告は、別件事件の概要について別件原告の主張のみを掲げ、別件被告の反論や一審判決については全く言及が無い。3300万円の請求に対し、110万円という30分の1の認容額であり、実質的に見れば請求棄却に近い。そのことに言及しないのは、国たる者が、別件事件を自己宣伝目的に利用しようとした別件事件の原告支援団体(別件原告に対し、特定の政治的団体が多数の弁護団を組織して支援・宣伝活動を行ったこと、また現に行っていることは明らかである。)の政治的意図に迎合したと見られてもやむを得ないであろう。

### 第4 被告の主張について

- 1 被告は、本件で問題になるのは裁判所敷地内でブルーリボンバッジを取り外す旨の本件要請及びブルーリボンバッジを取り外さなければ入廷を認めないと旨の本件措置

のいずれもが違法でないと主張する。原告らは、本件要請(あれば)はもちろん本件措置も明らかに違法であると主張するが、その前に、繰り返しになるが中垣内支部長は本件要請をしていないことを指摘しなければならない。ブルーリボンバッジを着用したまま敷地内を行動することは自由であった。傍聴券の抽選の場でブルーリボンバッジ着用が問題視されたのは平成30年5月17日と同年8月2日の口頭弁論期日に、別件事件の傍聴希望者に対してだけだったのである。そのことは別件事件被告である原告今井が、ブルーリボンバッジ着用のまま法廷内に入ったことからも明らかである。被告が被告書面15頁から17頁の3頁を費やして、原告らが主張してもいない本件要請について論じた意図が不可解である。

- 2 被告は、本件措置が適法であると主張し、その理由としてブルーリボンバッジが別件原告の主張に対抗する趣旨と受け止められる可能性があり、現に別件原告支援者から不公平であるとの指摘がなされたと主張する。
- 3 中垣内裁判長は、別件原告支援者による一見しただけで別件被告らを非難攻撃する目的が見て取れるヘイトハラスマントップ缶バッジ(訴状添付写真2)の装着を長期間にわたり黙認しながら、それをやめさせるために、(裁判所職員を通じて抗議したが容れられなかつたので)対抗上やむを得ず原告南木が富士山等を描いた缶バッジ(添付写真3、以下「富士山缶バッジ」という)を装着しただけで、「それぞれのメッセージ性のあるバッジ等を着用した」(被告書面13頁)として問題視し、さらにはブルーリボンバッジ装着に対し、別件事件の原告の支援者と思われる者から不公平だとの指摘が一回あつただけでその後本件措置を執り続けた。  
被告はメッセージ性のあるブルーリボンバッジの着用を認めることは、別件原告及びその支援者と思われる者等に対し、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねず、ひいては当事者間同士の喧嘩につながる可能性があったから本件要請や本件措置は適法であったと主張する。

しかし、そのような具体的可能性は皆無であるうえ、裁判所がブルーリボンバッジの趣旨等を説明さえすれば回避できるものであるし、そのような説明は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に対する法律(以下「拉致対処法」という)の2条1項に基づき裁判所に求められていることである。

「それぞれのメッセージ性のあるバッジ等を着用した」(被告書面13頁)として問題視した点については、別件事件の原告の支援者が着用していたヘイトハラスマントストップ缶バッジは一見して別件事件の被告らを非難攻撃するものであると見て取れるのに対し、富士山缶バッジは何ら別件事件の原告や原告の支援者を非難し対抗するものではない。百歩譲って、缶バッジ同士を同等に扱って、取り外させることに一定の合理性があるとしても、これらとブルーリボンバッジを同等に論じることはできない。

そもそもバッジは、地位(議員バッジ等)、資格(弁護士バッジ等)、観念(ブルーリボンバッジ等)、功績(勲章等)を表章するものであって、その地位・資格・観念・功績等を外部に表示するものである。

したがって、およそバッジを着用することは、表章された地位等を外部に表示するというメッセージを発することを目的としているので、すべて何らかのメッセージ性がある。そうすると、メッセージ性を根拠にバッジの着用を制限できるとするなら、社員章や弁護士バッジ、裁判所職員バッジも含め、すべてのバッジの着用を禁じなければならぬことになり、不合理である。

また、バッジの着用は、着用者にとって、表現活動の一つであって、バッジ着用がその者の人格や思想ないし政治的意見と密接不可分な関係があつて極めて重要な意味を持つことがある。すなわち、バッジを着用する権利は、国民の表現の自由という憲法秩序において優越的地位を占める人権なのである。原告らにとって、ブルーリボンバッジの着用は、まさにそのような重要な意味を持つ表現行為であり、それゆえにこそ原告らはここ二十年来外出時には必ずブルーリボンバッジを着用しているのである。さらに、ブルーリボンバッジが表象する観念である拉致被害者の早期救済の必要やそれに向けた国民の思い、国民的努力の必要は、国民的課題として法的根拠を有す

るものである。

したがって、他方で、法廷警察権との関係で特定のバッジ着用を制限できるとすれば、たとえばバッジの形状や着用方法に照らして、当該バッジの着用を制限しなければ法廷秩序の維持に支障が生じる場合に限られる。

この点、ブルーリボンバッジの形状は、訴状添付の写真1のとおり、幅12mm、長さ26mm の長方形で、6mm の切り込みの入ったリボンの形状で、色は青であり、これを着用することが、周囲の者に不穏な空気を生じさせる等の影響を生じさせるおそれは一切ない穩當なものであって、法廷においてこれを着用することは、社会通念上何ら不相当な行為ではない。原告らの着用方法も、当該バッジ1つを上着の襟に着用する等通常の着用方法に従うものであり、何ら不相当な方法を用いていない。

したがって、原告らに対しブルーリボンバッジの着用を禁じなければ法廷の秩序維持に支障を生じるといえるような合理的・客観的な理由は一切見出すことができない。

これに対して別件事件で原告の支援者が着用していたヘイトハラスメントストップ缶バッジは、形状(大きさ)、デザイン(ヘイトハラスメントストップなどと記載)等が特異で着用を制限することに一定の合理性が認められる。

しかし、このようなバッジ着用を長期間黙認放置してきた中垣内裁判長が、別件事件の争点と全く関係が無く、拉致対処法に関連する国民運動の一環として国家的に認められているブルーリボンバッジ(訴状添付の写真1 政府拉致問題対策本部のホームページにも掲載されている、甲9の6枚目)には敏速に反応して、法廷秩序維持に支障が生じるおそれは無いにもかかわらず本件措置を執った。

そうすると結局、ブルーリボンバッジの法廷内着用を認めなかった本件措置は、別件事件の原告側の者(これが支援者か否かも不明であり、北朝鮮関係者の可能性もある)からの抗議(別件事件の傍聴券の抽選の場で、別件事件の被告らの支援者であった原告黒田に向けられた不公平であるからブルーリボンバッジを外せという「嫌がらせ」)があつたことのみを理由とするものとしか考えられない。このようなことが許されれば、相手方の要求があれば弁護士バッジでも外さなければならないことになって不

合理である。

4 次に、被告としてブルーリボンバッジが表章する「拉致被害者救済」、拉致を許さないという国民の思い、という観念をどう評価するかが問題である。ブルーリボンバッジは、拉致対処法を踏まえて拉致被害者支援の国民的連帯、拉致を許さないという国民の思いを訴えるという観念を表章することを目的として作られたバッジである。同法2条1項は、拉致問題の解決のため、拉致被害者支援のための国の責務を定めている。多くの政府関係者、地方自治体関係者はもちろん、拉致問題解決を願う一般国民もこうした法及びブルーリボンバッジの趣旨に鑑み、公的な場で着用している。このような同法2条1項の趣旨は国家機関の一つである裁判所、その一員である裁判官による法廷警察権行使の関係でも尊重されなければならない。

すなわち、同条項で定める国の責務に鑑みれば、国家公務員は、各自の権限行使に際して、国民の拉致を許さないという思い、国民が拉致被害者支援を訴えることについて、最大限これを尊重し、その活動を積極的に支援することが要請されている。それにもかかわらず、ブルーリボンバッジをヘイトハラスマントップ缶バッジと同類のものと見なし、単に一回、身元不明の者から抗議があつただけで（名前もわからない者の単なる言いがかりであり、嫌がらせにすぎない）、その着用を認めなかつた本件措置は、同法の趣旨に照らしても合理性を全く欠くことは明らかである。

5 仮に本件要請があつたとしても、すでに述べたとおり本件措置が違法であるのと同様の理由で違法である。

## 第5 求釈明

被告の主張は抽象的で意味が不明なところも多い。以下の点の意味を詳らかにされたい。

①「ブルーリボンバッジも別件事件との関係でメッセージ性のあるバッジ等に含まれ

る」(被告書面6頁)

②「別件事件のためにブルーリボンバッジを着用する」(被告書面10頁イ)

③「別件被告らやその支援者らが、北朝鮮における拉致問題の解決の決意を表すブルーリボンバッジを着用するということは、別件原告の主張に対抗する趣旨と受け止められる可能性があり」(被告書面18頁)

④「別件事件の争点を前提としたときのブルーリボンの持つ意味」(被告書19頁)

また、

⑤「別件被告らの支援者と思われる者がブルーリボンを着用することは不公平でありとの指摘がされる」(被告書面18頁)とは、だれがだれに具体的に何をどう指摘したのか具体的に明らかにされたい。

以上

【別 紙】

写真3 富士山缶バッジ

